

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和7年6月13日現在＞

1 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 羽衣荘
所在地	岩手県奥州市衣川古戸45番地
介護保険指定番号	羽衣荘指定介護老人福祉施設 岩手県 0372500355
サービス提供責任者	施設長 岩淵 寛行

2 事業所の職員体制等

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		職員・業務管理を一元的に行う	1名
医師		1名	入所者の医療	1名
生活相談員	1名		入所者の相談、サービスの調整	1名
管理栄養士	1名		入所者の栄養管理	1名
介護支援専門員	1名		施設サービス計画書の作成	1名
機能訓練指導員	1名		入所者の機能訓練	1名
看護師	4名		入所者の健康管理	4名
介護福祉士	16名		入所者の生活全般のケア	16名
その他の介護職員	9名		入所者の生活全般のケア	9名

3 設備の概要

定員		50名	介護教室	1室（36.0㎡）
居室	4人部屋	7室（1室36.6㎡）	静養室	1室（21.3㎡）
	2人部屋	6室（1室21.2㎡）	医務室	1室（21.3㎡）
	個室	10室（1室14.0㎡）	食堂兼機能回復訓練室	1室（244.5㎡）
浴室		一般浴槽と特殊浴槽あり	霊安室	1室（22.5㎡）

4 事業の目的

社会福祉法人衣川会が開設する特別養護老人ホーム羽衣荘が行う指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設介護を提供することを目的とする。

5 運営の方針

施設の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、可能な限り居宅における生活への復帰を目指すものとする。
事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 サービスの内容

- ① この施設では、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。
- ② 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- ③ サービス提供にあたっては、別添の「施設サービス計画書」にそって、計画的に提供します。

○食 事 朝 食 7:30～
 昼 食 12:00～
 夕 食 18:00～

○介 護 状況や希望に応じてメニュー、食事時間帯、食事の場所を選択できます。
 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位変換、口腔ケア
 施設内移動の付添い、日常生活上の世話、相談等の精神的ケア

○入 浴 最低、週 2 回入浴可能です。状況に応じて回数が増えることがあります。
 特別浴または清拭となる場合があります。

○機能訓練 利用者の状況に応じて機能訓練計画にそった機能訓練を実施します。

○健康管理 毎週水曜日に医務室において診療（回診）を受けることができます。

○理容・美容 1 ヶ月に 1 回、理容・美容サービスを実施しております。

（料金は自己負担となります）

7 利用者負担

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。疑問点があればお尋ね下さい。

① 基本料金

負担割合 要介護度	1 日の当たりの費用（円）			備 考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護 1	589	1,178	1,767	
要介護 2	659	1,318	1,977	
要介護 3	732	1,464	2,196	
要介護 4	802	1,604	2,406	
要介護 5	871	1,742	2,613	

② 加算

負担割合 項目	1 日の当たりの費用（円）			備 考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36	72	108	介護福祉士の割合が入所者 6 に対し 1 以上配置 算定月の前 6 月間又は 12 月間の新規入所者の総数のうち、要介護度 4 以上の割合が 7 割以上
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	44	66	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 8 割以上、または介護職員の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の割合が 35%以上 質の向上に資する取り組みを実施している ※日常生活継続支援加算との併用算定不可

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	36	54	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が6割以上 ※日常生活継続支援加算との併用算定不可
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22	44	66	夜勤の数が最低基準を1以上上回って配置
看護体制加算(Ⅰ)	6	12	18	常勤の看護師を1人以上の配置
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内 30日を超える入院後の再入所も同様
安全対策体制加算	20 (回)	40 (回)	60 (回)	担当者の配置、安全対策を実施する体制が整備されている場合 (1人につき1回を限度)
安全管理体制未実施減算	-5	-10	-15	運営基準における事故防止の措置が講じられていない場合
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	管理栄養士を1名以上配置 栄養ケア計画に従い食事の観察、調整を実施した場合
栄養管理の基準を満たさない場合	-14	-28	-42	栄養士又は管理栄養士を1以上配置していない 栄養管理を計画的に行っていない場合
療養食加算	6 (回)	12 (回)	18 (回)	主治医の発行する食事せんに基づき療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食)を提供した場合 (1日3回まで)
経口移行加算	28 (月)	56 (月)	84 (月)	経管で食事をしている入所者事に経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士等が栄養管理を行った場合 (計画作成から180日以内) 180日を超えた場合でも経口による摂取が一部可能な者で医師の指示により支援が必要な場合は算定可能
経口維持加算(Ⅰ)	400 (月)	800 (月)	1,200 (月)	摂食機能障害を有する方に多職種が共同し、経口摂取が継続できるよう介護を行い、経口維持計画に基づいた管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100 (月)	200 (月)	300 (月)	(Ⅰ)の要件に加え、会議等に医師等が参加した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 (月)	180 (月)	270 (月)	歯科医師の指示を受け歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う場合 歯科衛生士が介護職員に対して技術的指導や助言を行う場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 (月)	220 (月)	330 (月)	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生の情報を厚生労働省に提出し情報を活用する場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 (月)	6 (月)	9 (月)	入所時に褥瘡の有無の確認、リスクの評価を行い、3月に1回評価を行い、評価情報を厚生労働省に提出し活用した場合

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 (月)	26 (月)	39 (月)	(Ⅰ)の評価の結果褥瘡が認められ、又は褥瘡リスクがある方に対し、褥瘡ケア計画を作成した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	6	9	日常生活自立度Ⅲの方の割合が5割以上 認知症介護に関する専門的研修を修了した者を2名以上配置し、技術的指導に係る会議を定期的開催した場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 (月)	300 (月)	450 (月)	(1)入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上 (2)認知症の行動・心理症状の予防、及び出現時の早期対応に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者等を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいる (3)個別に認知症の行動心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等のチームケアを実施 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動心理症状の有無、程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行う
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 (月)	240 (月)	360 (月)	上記(Ⅰ)の(1)(3)(4)に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 (月)	20 (月)	30 (月)	要介護の状態の軽減の見込みについて医師と連携した看護師が入所時に評価し、3月に1度評価を行い厚生労働省へ提出 適切な対応を行う事で要介護状態の軽減が見込まれる原因を分析し支援計画を作成し支援を行う 3月に1回以上支援計画の見直しを行った場合
自立支援促進加算	300 (月)	600 (月)	900 (月)	医師が3月に1回医学的評価を行い支援計画の策定に参加、支援計画に基づいたケアの実施、情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
外泊時費用	246	492	738	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に居宅での外泊を認めた場合 (1月に6日を限度として)

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 （月）	80 （月）	120 （月）	入所者ごとの身体状況値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出 必要に応じ、サービス計画を見直すなど適切かつ有効にサービス提供するために情報を活用している場合
新興感染症等施設療養費	240	480	720	入所者が厚生労働省が定める感染症に感染した場合、医療機関と連携体制を確保し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供した場合（月1回連続5日まで）
退所時栄養情報連携加算	70 （回）	140 （回）	210 （回）	管理栄養士が退所先の医療機関に対し、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合 ただし、特別食を必要とする入所者、低栄養状態であると判断した入所者（月1回まで）
再入所時栄養連携加算	200 （回）	400 （回）	600 （回）	入所者が退所し医療機関に入院し、退院後に再度入所する際、嚥下調整食など特別食等を必要とし、管理栄養士が医療機関と連携し、栄養ケア計画を策定した場合
退所前訪問相談援助加算	460	920	1,380	退所に先立ち退所後の居宅を訪問し退所後のサービスの相談援助行う場合 他の施設に入所する場合、施設を訪問し情報提供を行った場合 家庭訪問し退所後の生活を相談した場合も同様 （入所中1回または2回まで）
退所後訪問相談援助加算	460	920	1,380	退所後30日以内に居宅を訪問し家族等に対し相談援助を行う場合 他の施設に入所する場合、同施設を訪問し情報提供等を行った場合も同様（退所後1回まで）
退所時相談援助加算	400	800	1,200	居宅でサービスを利用する場合に退所時に退所後の入所者及びその家族等に対して相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に市町村及び介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 退所後に他の施設に入所する場合、同施設に介護情報の文書を添えて情報提供を行った場合も同様
退所前連携加算	500	1,000	1,500	居宅でサービスを利用する場合に退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所前から連携し、介護状況などの情報提供とサービス調整を行った場合（1回を限度として）
退所時情報提供加算	250	500	750	入所者が退所し医療機関に入院する場合に、入所者等の同意を得て入院医療機関へ入所者の心身状況、生活歴等を情報提供した場合（1回まで）
看取り加算（Ⅰ）	72	144	216	死亡日以前31日以上45日以下

	144	288	432	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	1,360	2,040	死亡日以前 2 日又は 3 日
	1,280	2,560	3,840	死亡日
	見取りの指針を定め、入所時に家族等に説明同意を得る 適時、指針の見直しを行う 見取りに関する研修の実施 【利用者要件】 ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合 ・共同で作成した計画を医師から説明を受け同意をする者 ・指針に基づき状態や家族の求めに応じ、医師等と連携し介護記録を活用した介護の説明を受け、同意したうえで介護を受けている者			
協力医療機関連携加算	5 (月)	10 (月)	15 (月)	医療機関と入所者の病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催した場合
配置医師緊急時対応加算 ※医師が施設の求めに応じ施設にて診察した場合	325	650	975	早朝、夜間、深夜を除いた時間
	650	1,300	1,950	早朝（午前 6 時から午前 8 時） 夜間（午後 6 時から午後 10 時）
	1,300	2,600	3,900	深夜（午後 10 時から午前 6 時）
業務継続未実施減算	所定金額の 100 分の 3 に相当する単位数を減算			感染症や非常災害の発生時におけるサービス提供を継続および早期業務再開を図る計画を作成していない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定金額の 100 分の 1 に相当する単位数を減算			虐待の発生、またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 (月)	200 (月)	300 (月)	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う ・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②①の取り組み介護機器の活用により業務効率化等の実績がある ③介護機器を複数種類活用している ④委員会にて、業務効率化、質の確保、負担軽減等を検討し定期的に確認している ⑤事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ① ～⑤を満たす場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 (月)	20 (月)	30 (月)	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討

			する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う ・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②介護機器を導入している ③事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ①～③を満たす場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月の合計単位数の 14%		(1) キャリアパス要件 研修の実施や経験に応じた昇給、経験技能ある職員の賃金改善、資格取得者の配置 (2) 月額賃金改善要件 (3) 職場環境等要件 3つの要件を満たしている場合

③ 食費・居住費 (1日当り 円)

負担段階	食 費	居住費		対象者
		従来型 個室	多床室	
負担 1 段階	300	380	0	・生活保護受給世帯 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税
負担 2 段階	390	480	430	・住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円以下の方 ・預貯金等が単身で 650 万円以下 ・夫婦で 1,650 万円以下の場合 ※第 2 号被保険者の場合は単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
負担 3 段階①	650	880	430	・住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 80 万円を超え 120 万円以下の方 ・預貯金額が単身で 550 万円以下 ・夫婦で 1,550 万円以下の場合 ※第 2 号被保険者の場合は単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
負担 3 段階②	1,360			・住民税非課税世帯かつ課税年金収入額と合計所得額と非課税年金額の合計額が年額 120 万円を超える方 ・預貯金額が単身で 500 万円以下 ・夫婦で 1,500 万円以下の場合 ※第 2 号被保険者の場合は単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
負担 4 段階	1,600	1,231	915	・住民税課税世帯 ・住民税非課税世帯であっても、年金収入の合計額が年額 80 万円以下の方 ・預貯金等が単身で 650 万円以上 ・夫婦で 1,650 万円を超える方 ・住民税非課税世帯であっても年金収入の合計が 80 万円以上 120 万円以下の方 ・預貯金額が単身で 550 万以上 ・夫婦で 1,550 万円を超える方 ・住民税非課税世帯であっても年金収入等が 120 万円以上 ・預貯金額等が単身で 500 万円以上 ・夫婦で 1,500 万円を超える場合 ※第 2 号被保険者（65 歳未満）で住民税非課税であっても、預貯金額等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円を超える方。

※基準費用額

食費 1,445 円 居住費(多床室 915 円)(従来型個室 1,231)

住民税非課税世帯や生活保護世帯など条件により減額される制度があります。

基準費用額から負担限度額の差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険が負担します。

④預かり金管理費 1日 50円

⑤その他の料金

- ・別紙「入所者の日常生活に係る料金表」「入所者に係る医薬品料金表」をご覧ください。
理美容代、日用品費、クラブ活動材料費、外出行事費その他は自己負担となります。

⑥支払方法

- ・自己負担金は、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。次の方法でお支払いいただきますようお願いいたします。
- ・自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします）

8 当施設のサービスの方針等

①基本理念

- 「寄り添い」利用者一人ひとりの想いをくみ取りながらそれぞれの気持ちに寄り添った心安らぐサービスを提供してまいります。
- 「信頼」利用者やその家族、地域の皆様から信頼される施設となるよう、それぞれの職員が質の高い介護サービスを提供してまいります。
- 「結の心」地域で共に支え合う「結い」の精神を大事にし、地域社会の一員としてつながりを大切にしております。

②運営方針

- ・入所者の尊厳を重視した生活の支援
入所者一人ひとりの意思、自己決定を可能な限り尊重し、自分らしい生活を送っていただけるよう支援します。
- ・安全な生活環境の整備
入所者一人ひとりの身体状況や生活パターンを把握することで、事故が未然に防げるよう取り組みます。
- ・入所者の身体機能の維持、向上
入所者の体調変化の早期発見、早期対応が出来るよう多職種の連携を図ります。
- ・専門的知識と処遇技術及び意識を高め、職員の資質の向上を図ります。

9 サービス利用にあたっての留意点

- ① 面会時間 自由ですが面会簿にご記入下さい。飲食物の差し入れは職員にお知らせ下さい。面会時間は8:30～19:00 までとなります。
- ② 金銭・貴重品の管理 事務室での小口預り金の管理は有料となります。
- ③ 外出・外泊 本人、家族の希望により自由です。
- ④ 飲酒・喫煙 原則的には自由ですが、医師の指示で制限することがあります。
- ⑤ 設備の利用 利用者の希望と状態により利用できます。
- ⑥ 所持品の持ち込み 所持品の種類や体積により制限があります。
- ⑦ 施設外での受診 必要に応じて受診できます。状況に応じてご家族に同行していただくことがあります。
- ⑧ 宗教活動 ご遠慮いただきます。
- ⑨ ペット 持込み、飼育はできません。

10 非常災害対策

- ・災害時の対応 非常連絡網により職員召集、地域防災協力隊の協力依頼
- ・防災設備 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、非常放送設備
誘導灯設備、非常電源
- ・防災訓練 年2回実施（総合訓練、消火訓練）
- ・防災責任者 主任事務員 千葉 健至（防火管理者）

11 衛生管理等

① 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を定期的におこなっております。

② 他関係機関との連携

事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

12 緊急時における対応方法

事業者は、サービス提供に際して利用者の怪我や体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡、その他適切な処置を迅速に行います。

ご家族の希望によって、かかりつけ医・協力病院・救急医療センターに相談・受診等の対応をおこないますので、あらかじめ緊急時の連絡先をお伝え下さい。

13 事故発生・再発防止について

事業者は、事故発生・再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 事故発生防止のための指針を整備しています。

② 事故発生時の報告と、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備しています。

③ 事故発生防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的を開催しています。

④ 上記①～③を適切に実施するための担当者を選定しています。

事故発生・再発防止に関する担当者 施設福祉課長 三浦 房良

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 施設福祉課長 三浦 房良

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識、技術の向上に努めます。

⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

⑥ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用に者対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容の記録を行います。

① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者または他人の生命、身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③ 一時性・・・利用者または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療病院において、診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません)

奥州市国民健康保険 衣川医科診療所	施設管理者	高橋 久行
	所在地	奥州市衣川古戸 48 番地 3
	電話番号	0197-52-3500
	診療科目	内科 リハビリテーション科
	入院設備	ベッド数 19 床
	救急指定	有り
奥州市国民健康保険 衣川歯科診療所	所 長	佐々木 健
	所在地	奥州市衣川古戸 52 番地
	電話番号	0197-52-3062
	診療科目	歯科

17 損害賠償と損害賠償責任保険

事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意・過失によらないときは、この限りではありません。

保険会社 : あいおい損害保険株式会社

保険内容 : 人身事故、財物事故等

18 相談窓口、苦情相談

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0197-52-3571
	Fax 番号	0197-52-3575
	相談担当者	施設福祉課長 三浦 房良
	対応時間	8 : 30～17 : 30

○公的期間においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

(市町村の窓口) 奥州市衣川総合支所 市民福祉グループ 長寿社会担当	所在地	奥州市衣川古戸 53 番地 1
	電話番号	0197-52-3800
	Fax 番号	0197-52-3949
	対応時間	8 : 30～17 : 00
岩手県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	盛岡市大沢川原 3 丁目 7 番 30 号
	電話番号	019-604-4321
	Fax 番号	019-604-6701
	利用時間	8 : 30～17 : 00

19 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 衣川会
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 幸子
本部所在地・電話番号	岩手県奥州市衣川古戸 45 番地 電話 0197-52-3571
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム羽衣荘の経営

第二種社会福祉事業

- 1 老人デイサービス事業の経営
- 2 老人短期入所事業の経営
- 3 認知症対応型共同生活介護事業の経営

その他公益事業として

- 1 居宅介護支援事業
- 2 衣川診療所給食受託事業
- 3 衣川支援ハウス受託事業
- 4 奥州市地域包括支援センター受託事業

施設等

通所介護施設	1 箇所
特別養護老人ホーム	1 箇所
地域密着型特別養護老人ホーム	1 箇所
短期入所生活介護施設	1 箇所
認知症対応型グループホーム	1 箇所
居宅介護支援事業所	1 箇所
地域包括支援センター	1 箇所